

## 敷地と舗装道路の間にあるグリーンベルト部分を区画所有者が 舗装する場合には以下をお守りいただく必要があります。

当別荘地の使用細則第 5 条 8 項は以下のように規定しています。

「共用部分である道路のグリーンベルト部分の舗装等を行う場合は容易に原状復帰できるものとし、人及び車両の出入りに必要な最低限の幅員とする。」

原則として「容易に原状回復できる」施工とは砂利などを転圧した舗装とします。

やむを得ずコンクリート等で舗装される場合には、以下をお守りください。

1. 道路および敷地との接続部両端には縁切りを設けるか木型枠残置の方法で施工すること。
2. 舗装の厚さは 100mm 以内とすること。
3. 舗装部材の中に鉄筋等を入れないこと。

なお、共用部分であるグリーンベルトの地中には水道管や電力線が埋設されています。万一漏水が発生したり水道管や電力線の更新が必要となった場合には、区画所有者が施工した舗装を撤去する必要性が生じます。

この場合、管理組合では敷地所有者が施工した舗装の原状回復の責を負いませんので、あらかじめご了承ください。